

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）	改正法
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
投資信託及び投資法人に関する法律	投信法
投資信託及び投資法人に関する法律施行令	投信法施行令
商品先物取引法	商先法
商品投資に係る事業の規制に関する法律	商品ファンド法

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>投資運用業（金商法第2条第8項第12号及び第14号）にて行う「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断」には、改正法による「金融商品」の定義の見直し及びこれに伴う「デリバティブ取引」の範囲の拡大を受けて、「商品関連市場デリバティブ取引」に関するものも含まれることになり、ひいては投資運用業について「商品関連市場デリバティブ取引」に関するものも含まれることになったとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
2	<p>現行では、承認業務として「商品投資等取引に係る権利（投信法施行令第3条第10号）に対する投資運用業務」を行う場合、業務方法書の「運用する資産の種類」の記載において、商品投資等取引に係る権利を、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の投資の対象とする資産として規定する必要があるが、法改正後は、現行の商品投資等取引に係る権利のうち商品関連市場デリバティブ取引に該当するものについてはデリバティブ取引に係る権利に含まれることとなり、商品投資等取引に係る権利から除かれることとなったとの理解でよいか。</p>	<p>商品関連市場デリバティブ取引とは、金商法第2条第24項第3号の2に規定する商品又は商品に係る金融指標を原資産又は参考指標とするデリバティブ取引のうち、「金融商品市場」において、「金融商品市場を開設する者」の定める基準及び方法に従い行われるものをいい（金商法第2条第8項第1号・同条第21項）、金商法第2条第20項及び投信法第2条第6項に規定する「デリバティブ取引」に該当します。</p> <p>したがって、特定資産の範囲について規定した投信法施行令第3条において、商品関連市場デリバティブ取引に係る権利は、同条第2号の「デリバティブ取引に係る権利」に該当します。</p>
3	<p>投信法施行令第3条第10号ロ、ハ及びニに掲げる取引については、「デリバティブ取引」又は「商品関連市場デリバティブ取引」に該当するものが除かれているように見えるが、同号イについては「デリバティブ取引」又は「商品関連市場デリバティブ取引」に該当するものが残っている。商品関連市場デリバティブ取引については、投信法施行令第3条第2号と同条第10号のいずれに該当するのかが不明である。</p>	<p>左欄コメントは、商品関連市場デリバティブ取引に係る権利が同条第2号の「デリバティブ取引」のみならず同条第10号の「商品投資等取引に係る権利」にも該当し、定義の重複があるのではないかとのご指摘と考えられますが、同号イに掲げる取引のうち、商品ファンド法第2条第1項第1号に掲げるものは「金融商品市場」ではなく「商品市場」において「商品取引所」の定める基準及び方法に従って行われる先物取引（商先法第2条第3項）を指し、商品ファンド法第2条第1項第2号に掲げるものについては改正法附則第12条による改正後の商品ファンド法第2条第1項第2号において市場デリバティブ取引が対象から除外されており、また、投信法施行令第3条第10号ロに掲げる取引は、商先法第2条第14項に規定する「店頭」商品デリバティブ取引を指すことから、いずれも商品関連市場デリバティブ取引との定義の重複はあり</p>

		<p>ません。</p> <p>他方、投信法施行令第3条第10号ハ及びニに掲げる取引については商品関連市場デリバティブ取引と定義が重複しうることとなることから、商品関連市場デリバティブ取引が同号ハ及びニに掲げる取引には該当しないことを明確にするため、定義を修正する改正を行うものです。</p>
4	<p>「投資信託の財産の運用として商品投資等取引に係る権利（投信法施行令第3条第10号）に投資運用する業務」は、従来承認業務とされていたが、このうち商品関連市場デリバティブ取引に該当するものに投資運用する業務については、投資運用業の本業にあたるものとなり、承認業務ではなくなったのか、あるいは引き続き承認業務に該当するのか。また、既に承認を受けて「投資信託の財産の運用として商品投資等取引に係る権利（投信法施行令第3条第10号）に投資運用する業務」を行っている業者において、登録申請書の書換え等当局に対する手続の必要は生じないか。</p>	<p>商品関連市場デリバティブ取引とは、金商法第2条第24項第3号の2に規定する商品又は商品に係る金融指標を原資産又は参考指標とするデリバティブ取引のうち、金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行われるものをいい（金商法第2条第8項第1号・同条第21項）、金商法第2条第20項に規定する「デリバティブ取引」に該当します。</p> <p>そのため、商品関連市場デリバティブ取引に係る権利に対する投資として投資信託の財産の運用を行う業務は、投資運用業に該当し（金商法第28条第4項、第2条第8項第12号・第14号）、承認業務である特定投資運用行為（投信法第223条の3第1項）に該当するものではありません。</p> <p>既に承認を受けて特定投資運用行為を行っている金融商品取引業者が、商品関連市場デリバティブ取引に係る権利に対する投資として投資信託の財産の運用を行う業務を行う場合は、承認業務ではなく投資運用業として行うこととなります。</p>
5	<p>投資信託の財産の運用として商品関連市場デリバティブ取引に該当するものに投資運用する業務が、引き続き承認業務であるとする場合、投信法施行令第3条第10号ハ及びニから「デリバティブ取引」に該当するものが除かれている改正趣旨は何か。</p>	<p>既に承認を受けて特定投資運用行為を行っている金融商品取引業者が、商品関連市場デリバティブ取引に係る権利に対する投資として投資信託の財産の運用を行う業務を行う場合は、承認業務ではなく投資運用業として行うこととなります。</p>
6	<p>現行の商先法においては、会員等・取次者・委託者・取次委託者が主務省令に定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、銀行その他の主務省令で定める金融機関と当該会員等・取次者・委託者・取次委託者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所又は商品取引清算機関（以下「取引所等」という。）の指示に応じて当該取引所等に預託される旨の契約（以下「LG（Letter of Guarantee）契約」という。）を締結して、その旨を当該取引所等に届け出ることができる旨、またその場合、当該取引所等は、当該契約の効力の存する間に限り、当該契約において当該取引所等に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、そ</p>	<p>金商法上、市場デリバティブ取引の取引証拠金については、商先法上規定されている御指摘の制度に相当する規定がなく、取引証拠金が現実に金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託される必要があるとされています。証券・金融と商品を横断的に一括して取り扱うという改正法の趣旨に鑑み、商品関連市場デリバティブ取引についても、金商法の体系に合わせることとしています。</p>

<p>の預託を猶予することができる旨（LG契約を利用した取引証拠金の預託猶予制度）が規定されている（商先法第103条第7項から第10条、並びに第179条第7項及び第8項）。</p> <p>本制度は、平成16年の商品取引所法改正で導入され、その後平成21年改正時には制度を利用できる者を従前の会員等及び取次者から委託者にまで拡充が図られ、現在（平成25年12月末日時点）、商品先物市場では58億8千万円に上る利用実績がある制度である。</p> <p>しかし、今般の改正法及び政令・内閣府令改正案には本制度に係る規定がないため、今後、総合取引所において商品関連市場デリバティブ取引が行われる場合においては、現在、商品先物市場において本制度を利用している会員等、取次者及び委託者の利便性が損なわれることとなり、商品デリバティブ取引の取引量増大に抑制的な影響を与えることが懸念される。</p> <p>このため、金商法第119条の規定により金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託されるべき取引証拠金について、内閣府令附則等により同様の制度を導入すべきである。</p>	
<p>7 現在、証券会社では、金商法施行時の平成19年7月31日付「『金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等』に対するパブリックコメントの結果等について」において、「帳簿書類の作成対象範囲等」項番11、16（465ページ）で示されている貴庁の考え方を受け、実務が運用されている。</p> <p>また項番11において、「業務」とは、金商法で定める業務をいい、金商法の対象とならない取引については含まれないと示されるとともに、項番16において「法定帳簿」は「金融商品取引業者」がその「業務に関して」作成を義務づけられていることから、金融商品取引業から除外される行為には適用がない、という考え方が一般的である。</p> <p>今般の総合取引所での商品関連市場デリバティブに係る自己取引については、金融商品取引業の対象外であるものの、法定帳簿に記載すべきとの考えで改正案が示されていると思料するが、証券会社は、金融商品取引業に含まれない商品に係る自己取引について、法定帳簿の作成を予定していないと考えられ、証券会社にとって全く想定して</p>	<p>自己の計算において商品関連市場デリバティブを業として行うことは、金商法第2条第8項各号に掲げる「金融商品取引業」に該当する行為ではありませんが、「金融商品取引業に付随する業務」（金商法第35条第1項柱書）に該当し、金商法第2条第8項第1号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引以外の市場デリバティブ取引の自己取引等と同様、投資者保護に資するよう業務の適切性や財務の健全性を検証する必要があると考えられることから、法定帳簿の作成を義務付けることとしています。</p> <p>なお、法定帳簿の作成が義務付けられる金融商品取引業者の「業務」は、金商法第2条第8項各号に掲げる行為であって業として行われるもの、すなわち「金融商品取引業」として定義される業務に限られるものではなく、「金融商品取引業に付随する業務」であってもその内容に応じて法定帳簿の作成が義務付けられる「業務」に該当し得るものと考えられます。</p>

	<p>いない新たな事象が発生することとなるため、実務が混乱するおそれや、システム改修等の負担が見込まれる。</p> <p>本件に関して、証券会社の実務に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、総合取引所で行われる商品関連市場デリバティブの自己取引は法定帳簿の記載の対象外としてほしい。</p> <p>それでもなお、総合取引所で行われる商品関連市場デリバティブの自己取引は法定帳簿の記載の対象とされる場合について、上記の考え方（「業務」とは、金商法で定める業務をいい、金商法の対象とならない取引については含まれないこと。「法定帳簿」は「金融商品取引業者」がその「業務に関して」作成を義務づけられていることから、金融商品取引業から除外される行為には適用がない。）は引き続き継続されることについて確認したい。</p>	
8	<p>金商業等府令案別紙様式第1号の第2面13では第7条第3号の2イが追加されており、また「別添5」及び「別添8」ではそれぞれ「2 法第28条第1項第1号の2に掲げる行為に係る業務」及び「2 商品関連業務を行う旨」として、商品関連業務に関する項目が追加されているが、様式改正に伴う変更届出の必要はなく、今後届出事項が生じた場合に当該事項の届出をすれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
9	<p>金商業等府令案別紙様式第12号が適用される時期は、改正案の施行後以降に終了する事業年度に係る書類について適用されるとの理解でよいか。具体的には、事業年度末日を3月31日とする会社においては、平成26年3月31日に終了する事業年度を対象とする事業報告書から適用されるとの理解でよいか。</p>	<p>事業報告書に係る改正については、平成26年4月1日以降に開始する事業年度に係るものから適用されることを予定しています。そのことを明らかにするため、経過措置を設けることとしています。</p>
10	<p>平成24年金商法等改正（総合取引所関係）により、改正法第79条の49第2項から第6項及び改正法附則第2条第1項の規定に基づき、1つの金融商品取引業者が2つの投資者保護基金の会員になることが想定されるが、基金による支払の最高限度額について規定した金商法第79条の57第3項及び金商法施行令第18条の12について改正されていないことから、2つの投資者保護基金の会員について一般顧客支払が発生した場合に、基金による</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	<p>支払の最高限度額は、加入する投資者保護基金ごとに算定することになるので、それぞれの基金の最高限度額が1千万円ずつとなり、合計が最大で2千万円となることでよいか、確認したい。</p>	
11	<p>清算機関・振替機関向けの総合的な監督指針案Ⅲ-3-6(2)⑦における運用規模については、担保等が清算機関に滞留する期間が多様であることに応じて様々な運用対象が考えられるところ、運用対象等の特性や流動性等を勘案して個別取引の事情に応じ判断を行うべきと理解しているが、この理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>